

## 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

令和5年3月24日定例教育委員会が、一宮市役所木曾川庁舎3階第2研修室に招集された。

### 1 定例教育委員会議案案件

第14号議案 一宮市教育委員会公告式規則の一部改正について

第15号議案 一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

第16号議案 一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員の解嘱について

第17号議案 一宮市連区公民館長の委嘱について

第18号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について

### 2 出席委員

高橋教育長 浅野委員 浅井委員 五藤委員 高橋委員 青山委員 川松委員

### 3 欠席委員

無

### 4 一宮市教育委員会会議規則第15条の規定により出席したものの職氏名

野中教育部長 森教育部次長 平野総務課長 櫻井学校教育課長 浅井学校給食課長  
上村生涯学習課長

### 5 同上規則第17条の規定により書記として出席したものの職氏名

長村総務課専任課長 平山総務課課長補佐 遠藤総務課主査

### 6 傍聴者

1名

## 会 議 て ん 末

高橋教育長（午後1時30分着席、開会を宣言）

ただ今から、3月の定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名者を浅野委員と川松委員のお二人にお願いいたします。それでは、2月の定例教育委員会の会議録がお手元に渡っていると思いますが、これについて何かございませんか。

委員

2か所の修正をお願いいたします。

高橋教育長

他に何かございませんか。

各委員

異議ありません。

高橋教育長

ご異議がないようでございますので、ご指摘いただいた2か所を事務局で修正いただくこととし、2月の定例教育委員会の会議録について承認いたします。それでは本日の議案の審議に入ります。第14号議案 一宮市教育委員会公告式規則の一部改正について、ご説明をお願いします。

平野総務課長

第14号議案 一宮市教育委員会公告式規則の一部改正について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、規則の公布、公告等について、市のウェブサイトを設置した掲示場に掲示して行うことができるようにするため、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

高橋教育長

何かございませんか。

委員

現在の掲示場はどこにあるのでしょうか。

平野総務課長

市役所の北側に掲示場があり、そこに掲示物を貼って運用しています。今後は現在の掲示場に二次元コードを貼っておき、そこからウェブサイトの掲示場のページにアクセスできるようになります。

高橋教育長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

高橋教育長

全員賛成ですので、第14号議案 一宮市教育委員会公告式規則の一部改正について原案どおり可決いたします。続きまして、第15号議案 一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について、ご説明をお願いします。

櫻井学校教育課長

第15号議案 一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の一部改正に伴い、一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正するため、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

高橋教育長

何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

高橋教育長

全員賛成ですので、第15号議案 一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について原案どおり可決いたします。続きまして、第16号議案 一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員の解嘱について、ご説明をお願いします。

上村生涯学習課長

第16号議案 一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員の解嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市連区公民館長連絡協議会副会長退任及び辞任届が提出されたため、社会教育法第15条及び第30条の規定により、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明)よろしくご審議をお願いいたします。

高橋教育長

何かございませんか。

委員

1名後任が決まってないとのことですが、14名での体制もあり得るのでしょうか。

上村生涯学習課長

15名でやっていきたいと考えておりますが、後任が決まるまでは14名体制となります。

高橋教育長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

高橋教育長

全員賛成ですので、第16号議案 一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員の解嘱について、原案どおり可決いたします。続きまして、第17号議案 一宮市連区公民館長の委嘱について、ご説明をお願いします。

上村生涯学習課長

第17号議案 一宮市連区公民館長の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、任期満了に伴う改選のため、一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定により、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明)よろしくご審議をお願いいたします。

高橋教育長

何かございませんか。

委員

他市町村では委嘱時の年齢制限や再任回数の上限を決めているところもあると聞いたことがあります。一宮市では決まっていないのでしょうか。

上村生涯学習課長

連区によってはそれぞれで決めているところもありますが、市としてはありません。

委員

各連区に全て任せるのではなく、連区公民館長連絡協議会や連区長会などで議論すべきではないのでしょうか。

上村生涯学習課長

最終的には連区が主となって決めるとして、年齢の上限は市で決めるということも考えられます。一方的に決めることはできませんので、案を提示して連区公民館長会や連区長会で議論してもらえればと思います。

委員

生年月日を見るとかなり高齢の方も見られます。一番長い方で何期やられているのでしょうか。

上村生涯学習課長

3期か4期ぐらいと思われます。選任に難航しているところもあり、年齢の上限設定はできていません。

委員

一人の方の任期が長いと、他の方がやりづらく候補者として出づらいとも思われます。

委員

長い間一人の方が行うことで、お金の使い込みなどが起こる危険性もあるのではないのでしょうか。

上村生涯学習課長

連区公民館の経理については公民館主事のチェックもあるので問題はないと考えています。任期の上限については連区公民館長を含めて協議していきたいと思います。

委員

女性が一人だけですが、公民館活動や地域の活動を変えていくということからしても、この偏りを是正することを考えていただきたいと思います。また、任期や年齢を制限することにより変化が生まれるかもしれません。委員の皆さんから今回出た様々な意見を今後の課題として持っていただくようお願いします。

高橋教育長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

高橋教育長

全員賛成ですので、第17号議案 一宮市連区公民館長の委嘱について、原案どおり可決いたします。続きまして、第18号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について、ご説明をお願いします。

上村生涯学習課長

受付番号第55号について後援内容説明。

高橋教育長

何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

高橋教育長

全員賛成ですので、第18号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について原案どおり可決いたします。以上をもちまして、本日の審議を終わります。次に報告事項をお願いいたします。

## 報告事項

野中教育部長

3月議会の報告について

平野総務課長

一宮市教育委員会後援名義の使用許可について、持ち回り決裁について

櫻井学校教育課長

「県民の日学校ホリデー」について、「ラーケーションの日（校外学習活動の日）」について、辞令伝達式について

そ の 他

平野総務課長

辞令伝達式について、4月・5月・6月・7月・8月の定例教育委員会の日程について、愛知県市町村教育委員会連合会総会・研修会について、令和5年度教育委員行政調査について

閉 会 宣 言

高橋教育長

これもちまして、本日の会議を終わります。

以上、会議のてん末を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員